売 買 契 約 書

|  |  |
| --- | --- |
| 物件名称 | 救助工作車　平成２２年式（日野） |
| 契約金額 | ￥　　　　　　円 |
| 代金納入期限 | 令和７年７月２８日　午後５時まで |
| 引渡期限 | 令和７年８月２９日　午後３時まで |
| 引渡場所 | 伊丹市指定場所 |
| 契約保証金 | １２０，０００円ただし入札保証金を充当する。 |

　上記の物件について、売払人と買受人は各々の対等な立場における合意に基づいて、裏面の約款条項により、契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

　売払人と買受人は本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

令和７年７月　日

（２０２５年）

　　　売　払　人　　　　伊丹市千僧１丁目１番地

　　　　　　　　　　　　伊　丹　市

　　　　　　　　　　　　伊丹市長　　　中　田　　慎　也

　　　買　受　人　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　実印

（総則）

1. 売払人（以下「甲」という。）及び買受人（以下「乙」という。）は契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、関係法令の規定に遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　甲は、契約の目的である契約書記載の物件を、契約書記載の期限内に乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

３　乙はこの契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（契約保証金）

1. 乙は、この契約に関する一切の義務を担保するため、契約書記載の契約保証金を甲に納めなければならない。

（代金の支払）

1. 乙は、物件の売買代金（以下「代金」という。）を、甲が発行する納付書により、契約書に記載された期限までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

1. 物件の所有権は、乙が代金を完納した時に甲から乙に移転するものとする。

（物件の引渡し）

1. 甲は、前条で規定された代金の支払いを確認した後、速やかに物件を乙に引き渡すものとし、乙は契約書記載の期日までに物件を引き取るものとする。また、乙は遅滞なく移転登録手続等を行うものとする。この場合、必要な費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

1. 乙は、物件の引渡し前に当該物件が甲の責に帰することのできない事由によりき損した場合は、甲に対して代金の減免を請求しないものとする。

（返品・交換）

第７条　乙は、契約不適合を理由とする追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

（用途の制限等）

1. 乙は物件を次の各号の用途に供してはならない。

(1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団不法行為等不当な行為の用途。

(2)無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第４条第２項に規定する団体のうち、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行ったものに係る用途。

２　乙は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、第１項の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して第１項の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

３　乙は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第１項の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

４　第２項及び第３項における第三者の第１項に定める義務の違反に対する責務は、乙が負わなければならない。

（甲の解除権）

1. 甲は乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと甲が認めるときはこの契約を解除することができる。この場合において第２条の契約保証金は甲に帰属する。
2. 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときはこの契約を解除することができる。この場合において第２条の契約保証金は乙に返還する。

（補則）

第１１条 この契約に定めのない事項については、伊丹市契約に関する規則（平成３年伊丹市規則第３７号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。